

第12回北海道感染症危機管理対策本部会議 議事録

日時：令和2年3月24日（火）17:30～17:57

場所：本庁舎3階テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではこれより、北海道感染症危機管理対策本部の第12回本部会議を開催いたします。早速議事に入ります。まず状況報告につきまして保健福祉部長からお願いいたします。

【橋本保健福祉部長】

新型コロナウイルス感染症につきまして、資料1をご覧くださいと思います。

まず初めに、1の（1）、道内の発生状況及び検査の状況について、開いてもらいました一番最後のページになりますが、12ページの太枠で囲んでおります箇所、12ページでございます。これが前回の本部会議以降の新たな事例となります。道内におきまして3月19日以降、現時点までに新たに9例の新型コロナウイルス感染症の患者が確認をされ、163名の患者が発生をしている状況となっております。

また、そのすぐ下をご覧くださいと思いますが、札幌市等の検査分も含め、昨日の時点で1794名の検査を実施いたしております。陽性の累計が162名、このうち陰性確認済みの方が97名、お亡くなりになられた方が6名で、現在の患者数は59名となっております。

続きまして、資料の1ページに戻っていただきたいと思いますが、1の（2）「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いております部分が更新をいたしました箇所でございます。3月23日12時までに確認をされている患者は960名で、このほかに126名の無症状病原体保有者、3名の症状有無確認中の方が確認をされております。

続いて、同じく1ページの2の「国などの対応」についてであります。主なものを話しますと2ページ開いていただきまして、（34）、（35）アンダーラインを引いてございますが、3月18日から23日にかけて、政府が水際対策の強化として、イタリアやスペインなどからの入国拒否、ヨーロッパ各国やアメリカ合衆国などからの入国者の14日間の待機要請を表明しております。

続いて、同じく2ページの3「道の対応」ですが、前回の会議以降特に大きい動きはございません。

続きまして、資料の2をご覧くださいと思います。前回の本部会議の翌日に出されました国の専門家会議の分析提言につきまして、概要をご説明いたしたいと思います。まず状況分析等として、日本の対策につきまして、2ページになります。上のほうの下線の部分になりますが、①として「クラスターの早期発見、早期対応」、②として「患者の早期診断、重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、③として「市民の行動変容」のこの3本の柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し速やかに行わなければならないとされております。

次に、クラスター対策の現状というところでございますが、2ページの中段以降ですが、WHOでは、日本が少人数のクラスターから把握し一定の制御下に置くことが諸外国との患者発生状況と、死亡者数の差につながっているとしております。

次に、3ページの下段のほうを見ていただきたいと思います。北海道の感染状況と対策の効果でございますが、下のほうの下線部分、一定程度、新規感染者の増加を抑えられているが、終息には向かっておらず、憂慮すべき状態が続いていると指摘しており、緊急事態宣言を契機として、道民の皆さんの行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じたことで、急速な感染拡大の防止の観点で一定の効果があったとされているところであります。

次に、現在の国内の感染状況と対策の効果について、5ページの下線の部分をご覧くださいと思います。国内の感染状況は引き続き持ちこたえているが、一部の地域で感染拡大が見られ、感染源が分からない患者が継続的に増加し、全国に拡大すれば大規模流行につながりかねないとしております。

また、6ページでございますが、下段でございます。大規模イベント自粛や休校などの対策は、その影響の内訳までは分からないものの、国民の皆さんの行動変容により、新規感染者数が若干減少し、効果があったことを意味しているとする一方、7ページの下の方の下線にございませとおり、ヨーロッパでの爆発的な感染拡大の可能性などについても十分考慮しておかなければならないとしております。

次に、今後の見通しでございますが、9ページの下段のほうから10ページにかけてでございますが、クラスター対策だけではなく、大多数の国民の皆さんが、人と人の接触をできる限り絶つ努力を3条件が同時に重なる場を避ける努力を続けられない場合は、クラスターの断続的な発生や連鎖が生じ、オーバーシュート、爆発的な患者の急増でございますが、こういったことが起こりかねないとしており、都市の封鎖、店舗の閉鎖、外出禁止といった多くの犠牲の上に成り立つロックダウンによらない日本型の感染症対策を模索する必要があるとしております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。7地域ごとの対応に関する基本的な考え方についてでございます。地域の感染状況別にバランスを取って必要な対応を行っていく必要があるとしており、下線部にございませとおり、感染状況が拡大にある地域では、一律自粛の必要性について検討する必要があるとしております。また、完成状況が終息に向かい始めている地域並びに一定程度に収まっている地域では、感染拡大リスクの低い活動から徐々に解除することを検討するとしております。さらに、感染状況が確認されていない地域では、感染拡大リスクの低い活動から実施するとしております。

次に、12ページの提言でございますが、主なものを申し上げますと、(2)の部分ですが、まず政府、地方公共団体に対しましては、北海道について今後適宜必要に応じて、今回と同様の対応を講じることも視野に入れておく必要があるとされており、北海道の経験のような地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等は、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆しているとされております。

このほか、3の三つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性の周知、広報、4の重症者を優先する医療体制の構築、13ページに移りますが、5の学校等における三つの条件が同時に重なる場を避ける取り組みなどについて提言をしております。

次に、14ページでございますが、2の市民と事業者の皆さまに対してということでございますが、(1)の三つの条件が同時に重なった場合における活動の自粛、2の感染者などへの偏見や差別は許されず、高い意識を持つことが求められること。1ページ移りまして15ページの(5)若者世代の皆さまへのお願いというところの部分ですが、若者世代の症状の軽い方などが気付か

ずに、感染を広めてしまう事例が多く見られるため、三つの条件が同時に重なった場に近づくことを避けること。16ページに飛びまして、9でございますが、大規模イベントについて人が集まる場の前後も含めた感染予防の徹底、次のページに書いております。次のページの中ほどに、①から③というふうに書いてございますが、人が集まる場の前後も含めた感染予防の徹底、密閉・密集・密接など感染リスクが高い状況の回避。参加者への確実な連絡などについて、提言をされております。専門家会議の分析事項については、以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

それでは続きまして、各部から発言をお願いいたします。まず、教育長お願いいたします。

【佐藤教育長】

本日、文部科学省から、教育活動の再開につきまして、通知が各都道府県知事、教育委員会などに発出をされました。資料3をご覧くださいと思うのですが、そのうちの学校再開に向けての準備ということで抜粋して、私どものほうで文部科学事務次官通知の抜粋で載せてございます。この通知で一つが二重丸である学校再開のガイドライン。もう一つが臨時休業の実施に関するガイドラインという二つのガイドラインが示されたところであります。まず、このうちの学校再開のガイドラインにつきましては、これは、ただいま説明があった専門家会議を踏まえての文科省としての対応ということになりますが、各学校においては、地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより新学期以降も引き続き十分な警戒を行った上で、感染症対策に万全を期すようにというふうな前段を付けた上で、基本的な感染症対策の実施として、そこに書いてある三つの丸ですね。感染源を絶つため、家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認。二つ目として、感染経路を絶つということで、手洗いやせきエチケットを徹底する。それから三つ目として抵抗力を高めるということで、これは住民に十分な睡眠ですとか適度な運動とバランスの取れた食事、そういったものに心掛けるよう指導するというポイントが示されたところであります。

また、併せて集団感染リスクへの対応ということで、ここに書いてある三つのこと。換気の徹底、あるいは人が集まらないための配慮、それから近距離での会話や大声の発声をできるだけ控えるといったことが示されております。これらを踏まえて、学校においては換気の徹底と近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等ということを対応するように文科省のほうで指導があったところ です。さらに、この通知のもう一つのほうの臨時休業の実施に関するガイドラインとして示されているものとしては、今後、児童、生徒あるいは教職員に感染が判明した場合の取り扱いでございます。都道府県の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の対応、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらを総合的に考慮して、臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上でその実施の有無、規模、期間について判断するようにと、そういうガイドラインが示されております。道教委としては、これらの通知を踏まえて、本道における学校再開に向けての検討が必要ということで、明後日、26日午後にテレビ会議の形式で道内の各市町村教育委員会の教育長と、これについて意見交換をする予定としております。例えば入学式の取り扱いなのですが、基本的には原則として卒業式と同様の取り扱いをしていく必要があるのではないか。ただし、小学校につい

ては十分な感染防止対策ですとか工夫ということをした上で、小学校の入学式といいますと、お子さんがまだ幼いということがございますので、保護者が参加することを前提とした対応例というものも、道教委として示していかなくてはならないかなと。そういったものを示しつつ、その四角で囲んでありますとおり、新学期からは通常通りの学校再開を目指す。そういう方向で、これから道教委として準備を進めていきたいということと、それから臨時休業、万が一の場合ですけれども、また教師ですとか児童、生徒に感染者が出たといった場合の取り扱いについて、保健福祉部局とその対応を協議していくといったような取り組み、取り扱いについて意見交換をした上で、道教委としての考え方を決めていきたいというふうに考えております。道教委からは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

他に、各部、各振興局からご発言はありますでしょうか。よろしいですか。それでは、今後の対応などについて本部長からお願いします。

【本部長（知事）】

2月28日から実施してまいりました緊急事態の宣言については、今月19日をもって終了いたしました。この宣言は、道民の皆さまの行動スタイルを変えるきっかけとして、有効に機能したものと考えております。道民の皆さまや事業者の方々には、危機意識を共有していただき、ご苦労をお掛けする中で、最大限のご協力をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

先ほどの保健福祉部長の説明にもありましたとおり、国の専門家会議から、今後の対応については、地域の感染状況別にバランスを取って、必要な対策を行っていく必要があるとされております。具体的には、感染状況が拡大傾向にある地域、感染状況が終息に向かい始めている地域、並びに一定程度に収まってきている地域、感染状況が確認されていない地域に分けた対応を行うことが提言されておりますが、現状といたしまして、北海道としては、二つ目の感染状況が終息に向かい始めている地域、並びに一定程度に収まってきている地域に該当しているものと考えております。

一方で、道内の感染状況を見ますと、明確に終息に向かっているとは言えず、世界的にも感染症の拡大が続いております。発生当初は、感染源であった中国の武漢市や湖北省への渡航歴のある方について、熱心に注意喚起が行われていたということは、皆さんの記憶にもあると思いますけれども、今や世界のさまざまな国で同様の状況が発生しておりまして、現に全国的に見てもさまざまな国からの帰国者の方での感染例が確認され、高い危機意識を持って、この流行に対峙していかなければならないという状況であります。引き続き感染拡大防止に向けた取り組みを進めていく必要があるわけであります。

一方、感染拡大防止への取り組みが広がる中、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が存在するなど、社会経済活動に影響が出てきている中、感染拡大防止の取り組みを行いつつ、社会経済活動への影響を最小限にしていく取り組みも必要であります。

こうした視点に立って、私としては、道民や事業者の皆さまが一丸となって、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け戦っていく、新たなステージに移行する旨を呼び掛けたところでございます。これより、道民の皆さま方や事業者の方々と共に、道民一丸となって、北海道の総力

を挙げてこの難局に立ち向かい、乗り越えていきたいと考えております。

こうした中、このたび、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を取りまとめ、明日、道議会に補正予算を追加提案することといたしましたので、私からそのポイントを申し上げたいと思います。

まず皆さまにお配りさせていただいております資料4の1枚目上段をご覧ください。今回の緊急対策に係る補正予算については、今年度予算の補正と来年度予算の補正、合わせて277億円となります。さらに、予備費、既決予算対応のものや、融資枠も含めた対策規模といたしましては、842億円となります。

次に対策の内容については、大きく二つの柱で構成しております。1番目の柱であります、「感染拡大の防止と医療提供体制の強化」であります。新型コロナウイルス感染症の早期終息に向け、できることは全てやるという考えの下、国の緊急対応策も踏まえまして、感染拡大防止や医療提供体制の確保に向け、「検査体制の整備等」、「医療提供体制の強化」など、四つの項目を盛り込んだところであります。

2枚目をご覧くださいと思いますけれども、2番目の柱が、「道内経済や道民生活への影響の緩和」であります。新型コロナウイルス感染症が道内経済や道民生活に大きな影響を与えている中、事業の継続と雇用の維持に全力で取り組みますとともに、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、「中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持」や「感染リスクを低減しつつ経済活動を行う取り組みの支援」など、五つの項目を盛り込んだところであります。こうした緊急対策に必要な補正予算案を、明日道議会に提案し、ご審議いただくこととなります。

この難局を乗り越えるべく、全道が一丸となって、総力を結集し、対応していきたいと考えておりますので、各部局、振興局におかれても、議決後、速やかに対策を実行するよう、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、感染拡大防止の取り組みを進めるとともに、社会経済活動を支援していく観点から、私から以下四つについてお願いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、先ほど述べましたが、海外では、感染拡大が深刻化している地域がございます。帰国者からの感染も確認される中で、感染拡大防止を進める観点から、政府の専門家会議の見解を踏まえ、海外出張や留学から帰国した道民がいる場合には、帰国後2週間は、できるだけ人との接触を控えていただきますとともに、体調管理を行った上で、体調に変化があった場合には、国から示された「受診の目安」を参考にさせていただいて、適切な対応を取っていただくように、札幌市等とも連携し、適切な情報提供等を行うこと。そのため、経済団体を通じた企業への周知や、学校関係者への周知についても、関係部から徹底をすること。

2点目でありますけれども、緊急事態の宣言が終了した次のステージとして、今後の感染拡大防止策と社会経済活動の両立を図っていく観点から、業態等に応じた感染リスクやこれに対する注意点などについて、札幌市とも連携し、できるだけ早期に取りまとめること。事業者が事業活動を実施していく中で、感染症対策について、事業活動の業態ごとの好事例の情報収集を関係各部から行うこと。

3点目でございますけれども、現在、休館、休止している道立施設や道主催のイベント等について、感染リスクの軽減策を講じながら、4月からの開館・再開に向けた具体的な対策を検討すること。

最後、4点目でございますけれども、事業者の皆さまにおかれましては、多様な働き方により、働き方も含め、従業員の感染予防に努めていただきますとともに、4月以降、入社式や来年度卒業予定者等を対象とした企業説明会などについて、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという、三つの条件が同時に重なった場を避けるための取り組みを徹底していただく必要があることから、適切に情報提供を行うこと。

なお、詳細については、この本部会議の幹事会において説明させていただきたいと思っております。

今月13日、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とするための改正法が成立し、14日から施行されたところでございます。特別措置法では、国は新型コロナウイルス感染症について、蔓延の恐れが高いと認めるとき、政府対策本部を設置すること。政府対策本部が設置された場合、都道府県知事は、直ちに都道府県対策本部を設置しなければならないこととされております。報道によれば、近日中に特別措置法に基づき、政府対策本部を設置する可能性が出てきているところでございます。政府対策本部が設置された際には、直ちに現在の北海道感染症危機管理対策本部を特別措置法に基づく対策本部に移行し、引き続き道内の対策を総合的に推進していきます。

あらためて、これまでの道民の皆さまや事業者の方々のご理解とご協力、そして医療関係者並びに市町村、多くの皆さまにご協力いただいたことに深く感謝申し上げますとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け、各部局がそれぞれの役割の下で、全庁一丸となって戦っていただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、各部におかれましては、引き続き緊張感を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。以上をもちまして、感染症危機管理対策本部の第12回本部会議を終了いたします。